

★ひとり親家庭等への支援制度★

※ひとり親家庭等とは：下記の事由に該当する 18 歳到達後の最初の 3 月 31 日までの児童（児童が重度の障害にある場合は 20 歳未満まで）を養育している家庭のこと

【該当事由】

- ①父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童
- ②父（母）が死亡した児童
- ③父（母）が重度の障がい状態にある児童
- ④父（母）の生死が明らかではない児童
- ⑤父（母）から 1 年以上遺棄されている児童
- ⑥父（母）が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童
- ⑦父（母）が法令により 1 年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童（未婚によりうまれた児童）
- ⑨その他（棄児など）

父（母）が公的年金を受給している場合や、子の加算がある場合はご相談時、申請時にお知らせください。

【受けることができる支援制度】

※制度により、必要書類が異なります。

①児童扶養手当 (毎年 8 月に現況届の提出が必要)

- ・支給金額（月額）

児童 1 人の場合

(R7.4.1 改正)

全部支給額	46,690 円
所得制限（児童扶養手当のしおり参照）等による一部支給額	46,680 円～11,010 円

※2 人目以降は上記金額に 11,030 円～5,520 円が加算されます。

・支払月：奇数月（1・3・5・7・9・11 月）の 11 日（11 日が土日祝の場合、その日より前で最も近い平日）

②ひとり親家庭等医療費助成制度 (毎年 8 月に現況届の提出が必要)

※基本的に ①児童扶養手当 と合わせて申請

医療機関で支払った医療費のうち、保険診療に係る自己負担分を助成します。

県内・県外問わず、医療機関受診後に申請書（領収書添付）の提出が必要です。

③母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業

（1）自立支援教育訓練給付金

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座（詳しくは厚生労働省ホームページ記載）または都道府県等が指定した講座を修了した場合に経費の 6 割相当（上限あり）を助成します。

（2）高等職業訓練促進給付金

定められた資格（看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、美容師等）を取得するため一定期間養成機関に通う場合に修学期間（上限 4 年）に対し、生活費相当（金額は所得によって異なる）を給付します。

④母子父子寡婦福祉資金貸付事業

(鹿児島県が実施)

父（母）の経済的自立の助成、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するために必要な資金の貸付を行います。

種類によって貸付額等は異なります。（詳しくは鹿児島県、伊佐市のホームページに掲載しています。）

種類	対象経費
事業開始	事業を開始するために必要な設備、什器、機械等の購入経費
事業継続	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金に充てる経費
修学	学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な経費
技能習得	自ら事業を開始し、又は会社に就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な経費
修業	事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な経費
就職支度	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入するのに必要な経費
医療介護	医療を受けるために必要な経費、介護保険法に規定する保険給付に係るサービスを受けるために必要な経費
生活	知識技能を習得している期間又は医療介護を受けている期間の生活を安定・維持するために必要な経費、母子（父子）家庭となって7年を経過するまでの期間中の生活を安定させるために必要な経費、失業期間中における生活の生活資金の安定と再就職活動の促進を図るために必要な経費
住宅	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するために必要な経費
転宅	住居を移転するために住宅の賃借に際し、必要な経費（敷金、前家賃等の一時金）
就学支度	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校及び専修学校への入学若しくは知識技能を習得させる施設（修業施設）への入所に際し必要な経費
結婚	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦が扶養している子の婚姻に際し、必要な経費

※保証人を立てることによって無利子になります。（保証人が必須の種類もあります。）

※伊佐市が窓口となり、県が審査（姶良・伊佐地域振興局の専門相談員と面接あり）、決定します。

※申請から貸付の可否決定までに時間を要しますので、お早めにご相談ください。

特に「就学支度」の場合は、12月ごろまでにはご相談ください。

⑤鹿児島県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

(鹿児島県母子寡婦福祉連合会が実施)

就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親や自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、使途に応じて貸付を行います。

訓練促進資金	入学準備金	500,000 円	保証人を立てる場合は無利子
	就職準備金	200,000 円	
住宅支援資金	住宅支援資金	月額上限 40,000 円 (12 カ月の範囲内)	無利子

※伊佐市が窓口となり、県母子寡婦福祉連合会が審査（面接あり）、決定します。

お問い合わせ・手続き先

伊佐市こども課 子育て支援係（大口庁舎）

〒895-2511

伊佐市大口里 1888 番地

TEL：0995-23-1311（内線：1217）